

7 資産税

71. 着手金・報酬の提案をしよう
72. 依頼者に事前説明をしていますか
73. 現物を見たか、現場が基本
74. 確認書をもらおう
75. 特例選択の説明を万全に
76. 事前説明・事後説明
77. 必要書類のチェックリストの活用
78. 閲覧一回・事故回避
79. 相続の開始があったことを知った日とは
80. 相続税の納税相談はお早めに
81. 物納不適格財産に注意しよう
82. 特別代理人～相続人に未成年者がいる場合には
83. 重要書類の管理はしっかり
84. 業務の途中経過報告をしよう
85. 税制改正に注意を（事業承継税制・相続時精算課税制度）
86. 未分割申告は提出書類に気を付けよう
87. 遺留分の侵害があるかどうかの確認を
88. 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書及び戸籍謄本・住民票の写し等請求書

7 1. 着手金・報酬の提案をしよう

【ポイント】

資産税の事案を受任するに当たって、資産の内容も把握しないうちに「報酬はどのくらいかかるだろうか？」との質問を受けることが多い。税理士としては即答しづらいものであるが、依頼者にとっては、一生に一度の大きな出来事に直面しているので、納税資金とともに総費用の見積もりを立てるのは当然であろう。

遺産額や取引金額など申告の内容を元に報酬の基準を定めている場合には申告書が作成された時点で初めて正確な報酬額が算定される。しかし、おおよその目安として、事務所の報酬規定を提示し、着手前に依頼者の理解を得て受任をすることも重要である。また、必要な書類の収集や現地確認などに費用が必要な場合や、受任から申告終了までに時間がかかる事案については、着手金を受領することも考えてみよう。もちろん、着手金の規定が報酬規定に盛り込まれており、その性格が業務契約などで明らかにされていることが必要である。

【注意点】

- ① 依頼者にわかりやすい資産税に対応する報酬規定を用意することは重要である。
- ② 何らかの事情により申告依頼を取り消された場合や辞任する場合には、業務の進行状況や立替金の明細などを明示してトラブルにならないように注意する必要がある。着手金を受領している場合にはなおさらである。
- ③ 業務に対する報酬の算定に当たっては、算定の基準と算定方法を説明できる合理的なものでなくてはならない。また、報酬の適正な基準額を基にして、業務に関する報酬を請求する場合にも、その契約・請求形態には様々なものが考えられる。
- ④ その他、相談を受けたら、相談事前情報シートを作成し、申告に関する見通しとタイムスケジュールを説明することも重要である。

【詳細はこちら】 「税理士業務報酬算定に関するガイドライン(指針)」(日税連)

報酬規定等サンプル集

相続税相談事前情報シート

相続税相談者応接簿

相続税申告スケジュール

7 2. 依頼者に事前説明をしていますか

【ポイント】

申告納税が円滑に行われない多くの理由は、依頼者との信頼関係がうまく構築されていないところにある。特に、相続や譲渡など資産税に関しては、一生に一度あるか無いかの依頼者にとって、その内容自体をよく理解していないのは当然で、税理士に依頼するのも初めてのケースが多く見受けられる。

資産税申告を受任する前に、相続・贈与・譲渡などについて、民法上の規定、税金や納税の仕組み、税理士の業務、税務調査の可能性等について十分説明しよう。そして申告に当たっては、依頼者の協力が不可欠であることを認識してもらうことが重要である。

【注意点】

- ① 事前説明の場合、ともすれば税理士の一方的な情報の提供になってしまいがちである。依頼者の疑問やこれまでの経緯などに耳を傾けることで、信頼関係の構築に資するとともに、申告に必要な基礎データとなる。
- ② 申告に必要な事項や書類の一覧などをあらかじめ用意するとともに、依頼者に協力を依頼するもの、また、他の専門家に依頼することなどについて説明することが必要である。
- ③ 税理士の業務や税金の仕組みを説明する際には、税理士会等で作成しているわかりやすいパンフレットを活用すると効果的である。

73. 現物は見たか、現場が基本

【ポイント】

資産税申告の失敗の多くは、現物を実際に確認しなかったことにある。たとえ遠方にあっても、実際に現場に行っておけば適切な判断ができたのに、書類や関係者の説明に頼って申告をしてしまうと、専門家としての善管注意義務を問われることにもなりかねない。

資産の種類により確認方法は変わるが、実際に資産の現物を確認できるものについては、当該資産の現況を的確に把握するようにしたい。関係書類を確認することによって申告の客観性・信頼性を高めることができ、結果として依頼者の利益を守ることになる。

【注意点】

- ① 不動産については、その現況の確認が大切である。特に土地については、登記上の地目と実際の状況が異なることはよくあることである。そのため、現地へ出向き、写真等により実際の利用状況を写しておくことも、後日の確認に有効である。また、実測による面積と公図・登記事項証明書等による面積との照合を行い、もし異なれば実測による面積により評価を行うことが必要である。
- ② 書画・骨とう品等については、税理士では判断が困難な場合が多いので、売買実例価額や精通者意見価格等を参酌することが必要である。また、専門家に評価を依頼したり、鑑定書等の専門的・客観的な資料を参考にすることも重要である。
- ③ 預貯金については、口座名義や通帳の入出金状況、残高証明書の確認等が必要である。また、被相続人以外の名義の預金や、相続開始前の預金間移動による贈与の有無についても納税者との事実関係の確認を行うことが必要であり、有価証券等についても残高証明や証券・預かり証等の確認をすること。特に名義預金については、預金の管理、運用状況、定期預金の満期手続き執行者、利息の取得者等に留意すること。相続人の預金についても預金間移動による贈与の有無を確認すること。
- ④ 貸金庫を開けたり、現金を実査する場合などで、関係者や税理士だけでは証拠能力が弱いと考えられるときは、公証人や信用力の高い第三者に立ち会ってもらい、実査の結果を書類にして残しておくことが重要である。
- ⑤ ネット銀行、ネット証券などのデジタル資産についても確認が必要である。
- ⑥ 生命保険については、生命保険各社の「生命保険照会制度」を活用するなどして、加入の有無を確認する必要がある。

【詳細はこちら】 [業務チェックリスト](#)

74. 確認書をもらおう

【ポイント】

資産税について依頼者から相談を受けた場合は、口頭による説明だけでなく、相談内容及び相談に対する回答を文書で行い、場合によっては依頼者の署名をもらっておくことが望ましい。そのことは相談内容の確認にもなり、説明を受けた・受けないというトラブルの防止に役立つ。また、相談内容に対する責任の所在を明確にすることができ、事後のクレーム防止の一助となる。

また、資産税の申告時に申告内容について説明を行う場合は、依頼内容や申告内容を記載した確認書を作成したい。そうすればその確認書や申告書に基づいて説明を行うことができるので依頼者も理解しやすくなるし、後日問い合わせ等があったときの確認に役立つ。

【注意点】

① 相談時の確認書

イ 相談内容によっては、前提条件が異なると結論も変わるものもあるので、確認書には相談の内容とそれに対する回答に加えて、前提条件の内容も記載しておくことが重要である。そうすれば相談内容に対する責任の所在を明確にすることができる。

ロ 確認書の作成に当たっては、依頼者が理解しやすいように相談の内容を簡潔にまとめて記載し、記載の内容を両方で確認したうえで署名・押印を行い、それぞれ保管することが望ましい。

② 申告時の確認書

イ 確認書には、申告の依頼内容に加えて、依頼者から提供を受けた資料及び提示を受けた資料、自ら収集した資料等を区分して記載しておくこと、資料取得の方法を明確にできる。

ロ 確認書に申告内容に対する責任の所在や範囲を記載しておくことにより、専門家としての責任を明確にできる。

【詳細はこちら】 確認書（相続税用モデル）

75. 特例選択の説明を万全に

【ポイント】

資産税は、多くの納税者にとってあまり馴染みのある税目ではないので、内容の説明に当たっては、専門用語をできるかぎり使用せず、平易な言葉を使うように心掛けることが重要である。また、特例の適用に関する説明に当たっては、現在の税制による場合と、税制改正が行われて適用要件が変更された場合には内容が変わることがある旨の説明を付け加えておくことも重要である。

税理士は、税務の専門家として納税者の信頼にこたえとともに、専門家責任を求められているのであるから、税制改正には注意し、最新の特例や適用要件を把握しておくことが必要である。

【注意点】

- ① 特例適用に当たっては、そのメリット・デメリットを依頼者に十分説明することが必要となる。特に複雑なものについては、書類を作成するなどして説明することも重要である。そのうえで、特例適用について同意・承諾・責任所在について確認を取っておくことが必要である。
- ② 選択適用が可能な特例については、その有利・不利について十分理解してもらうように説明し、そのうえで採用する方法を選択する必要がある。
- ③ 税制改正が行われた直後においては、依頼者は古い知識のままにいる場合が多いと思われるので、特に注意して説明することが重要となる。また、税制とは直接関係のない法律等の改正でも、税務上影響がある場合もあるので、適用要件等が他の法律等に委ねられている場合には注意が必要である。

【詳細はこちら】 別紙詳細資料（相続税事案についての留意事項）

76. 事前説明・事後説明

【ポイント】

譲渡所得について交換や買換えの特例の適用を受ける場合において、その資産を譲渡したときの取得費の計算、保証債務の履行のために資産を譲渡した場合の計算、相続税の申告の依頼を受けたときや終了した後において、また、相続税を納税するために土地を譲渡した場合の相続税額の取得費加算、農地等に係る贈与税や相続税の納税猶予を選択する場合などにおいて、事前及び事後の説明をしなかったことによりトラブルが生じかねない。

相続時精算課税を選択する場合においても、贈与時・相続時の取扱いについて十分な説明が必要である。

- ① 譲渡所得について交換や買換えの特例の適用を受ける場合における、その資産を譲渡したときの取得費の計算
- ② 保証債務の履行に係る譲渡所得の特例の計算
- ③ 相続税の申告の依頼を受けたときや終了した後において、また、相続税を納税するために土地を譲渡した場合の相続税額の取得費加算
- ④ 農地等に係る贈与税や相続税の納税猶予を選択する場合などにおいて、事前及び事後の説明をしなかったことによりトラブルが生じかねない。
- ⑤ 相続時精算課税を選択する場合においても、贈与時・相続時の取扱いについて十分な説明が必要である。

【注意点】

- ① 事前説明
 - イ 依頼内容の確認
 - ロ 特例等の事前説明及び選択の確認
 - ハ 納税額のシミュレーション及び納付計画
- ② 事後説明
 - イ 相続税額の取得費加算の要件（租税特別措置法第39条）
 - ロ 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の課税の特例（所得税法64条②）
 - ハ 特例農地等を買換えした場合の納税猶予の継続（租税特別措置法第70条の4⑮、同法第70条の6⑰）
 - ニ 相続時精算課税を選択した場合のその後の贈与をした場合（相続税法第21条の9）
 - ホ 買換え等の特例を適用した土地等を譲渡した場合の取得費

【詳細はこちら】 相続時精算課税の説明（一般）
相続時精算課税（住宅取得資金贈与）
相続時精算課税に関する管理簿
相続時精算課税チェックリスト

77. 必要書類のチェックリストの活用

【ポイント】

相続などの単発的事案は、一般的には何回も経験しているものでなく、慣れていないケースが多くある。

最初に相続税の全体の説明を行い、その時に、相続税申告までのスケジュールを合わせて説明することにより、依頼者の疑問や納税に対する不安感を取り除くことが重要である。

次に、相続税申告に必要な資料の収集依頼がある。事務所としての定型化した相続税申告に必要な書類一覧表を提示しながら、その過程において、相続人の人数、財産の内容等を把握し、複雑な財産評価を含んでいる場合や、評価が必要な土地等が多くある場合は特に早めの対応が必要となる。また、この時点で不動産が多数あり現預金が少ない場合の納税方法（延納・物納）の検討を行うことも重要である。

【注意点】

- ① 相続に関する説明事項、相続税申告に必要な書類一覧表などを利用して、資料収集の漏れがないようにするとともに、依頼者とのコミュニケーションを多く取り、信頼関係の構築に努めることが重要である。
- ② 実際の申告業務及び財産評価業務に当たっては、業務チェックリストを十分活用して、ケアレスミスをなくすことを心掛ける必要がある。

【詳細はこちら】 別紙詳細資料（相続税事案についての留意点）

[業務チェックリスト（譲渡所得税、相続税、贈与税）](#)
[国税庁「パンフレット・手引き（相続税・贈与税関係）」](#)

78. 閲覧一回・事故回避

【ポイント】

相続、譲渡などの資産税の申告の場合には、資料収集を如何にするかがポイントになると思われるが、依頼者から提出された資料だけでなく、内容の確認作業をすることが重要となる。

相続税の申告においては、依頼者の知らないところで依頼者以外の相続人が、相続時精算課税の適用や相続開始前に贈与を受けている可能性があることを考慮して、過去の申告書等の税務署への開示請求及び閲覧も必要となる。

また、譲渡所得税において、買換特例の適用をする場合など、譲渡資産について既に買換特例の適用を受けていた事実があるかどうかの確認を、依頼者からの聞き取りだけでなく、税務署への閲覧・確認が重要である。

その他、公証人役場における公正証書遺言の確認・閲覧、農業委員会等、市町村役場への確認・閲覧を怠らないようにする必要がある。

【注意点】

- ① 贈与税の申告内容の開示請求について
相法 49 条 1 項の規定に基づく開示請求書による
- ② 過年度分所得税申告書の閲覧について
京都地裁平成 7 年 4 月 28 日判決
- ③ 公正証書遺言について
公証人役場において遺言書の有無の確認・閲覧
- ④ 地上権、賃借権、地役権、永小作権の有無について
法務局、農業委員会等による確認・閲覧
- ⑤ 都市計画法、建築基準法、宅地開発指導要綱等の不動産周辺関連法規について
該当する市町村役場による確認・閲覧
- ⑥ 農業振興地域内の農用地について
農業委員会等による確認・閲覧

【詳細はこちら】 [国税庁「申告書等閲覧サービスの実施について」\(事務運営指針\)](#)

79. 相続の開始があったことを知った日とは

【ポイント】

相続税の申告納付の期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内とされている。

相続の開始があったことを知った日とは、民法の規定に従い、自己のために相続の開始があったことを知った日を指し、通常の場合、被相続人が死亡した日と取扱われている。

しかし、実務上は、失踪宣告を受け死亡したものとみなされた場合、相続について既に生まれたものとみなされる胎児の場合、弁識能力のない幼児等の場合、遺贈によって財産を取得した場合など、それぞれ、相続の開始があったことを知った日は異なることとなる。

【注意点】

- ① 失踪の宣告を受けて死亡したとみなされた者の相続人
失踪宣告に関する審判の確定のあったことを知った日
- ② 認知に関する裁判または相続人の廃除の取消し裁判の確定により相続人となった者
裁判の確定を知った日
- ③ 相続について既に生まれたものとみなされる胎児
法定代理人がその胎児の生まれたことを知った日
- ④ 相続開始の事実を知ることのできる弁識能力のない幼児等
法定代理人がその相続の開始のあったことを知った日
(相続開始の時に法定代理人がないときは、後見人の選任がされた日)
- ⑤ 遺贈によって財産を取得した者
自己のためにその遺贈のあったことを知った日
- ⑥ 場合によっては、相続税の申告期限が異なる相続人がいることもあるので注意しなければならない。

【詳細はこちら】 [国税庁ホームページ（相続税基本通達 27-4）](#)

80. 相続税の納税相談はお早めに

【ポイント】

相続財産の大部分が土地や非上場株式などの短期間で換金の困難な財産の場合には相続税の納付方法の検討を行うことも重要である。

納税のため十分な預金や換金できる有価証券があるか、土地を売って納税資金を作るのか、金融機関から借入するか、あるいは物納や延納を選択するかなど早めの納税相談を行うことによって、無用なトラブルを防がなければならない。

【注意点】

- ① 相続税の申告の委任を受けた場合には、単に税額計算のみならず納税方法の選択、納税手続きの説明及び納税者の意向確認をすべき義務があるとした判例がある。

相続税の修正申告において、単に税額計算のみ行い納税方法の選択等の説明義務を怠った（横浜地裁平成6年7月15日判決）。

- ② 税理士が、相続税の申告手続を受任した場合において、その納税方法についての指導助言を行うことは、相続税の確定申告に伴う付随業務であり、これを怠ったときは、債務不履行の責任を負うという判例がある。

相続税の申告において、物納申請についての指導助言を行わずに延納申請をし、かつ、土地の評価に過誤があった（東京地裁平成7年11月27日判決）。

8 1. 物納不適格財産に注意しよう

【ポイント】

遺産のすべてを物納できるわけではない。譲渡制限のある株式や抵当権付の不動産については、物納不適格財産とされている。納税者に物納不適格財産や物納劣後財産があることを説明し、物納財産について十分に検討しなければならない。

物納申請の際には、収納のための必要書類を併せて提出する必要がある。これらの提出書類には納税者本人以外に、隣地や借地人などの利害関係人の協力が得られなければ提出できないものがたくさんある。必要書類を整える時間も考慮して業務を進めなければならない。

申告期限経過後は、納税が完了するまでの期間について、利子税を負担する必要があることを考慮して物納申請は早めにすべきである。

【注意点】

- ① 物納に不適格な財産（管理処分不適格財産）がある。
抵当権付の不動産、所有権の帰属が係争中の財産、境界線が明確でない土地、共有財産、稼働工場の一部、争訟事件となる可能性が高い財産、譲渡制限がある株式などは物納不適格財産とされている（相令 18 条）。
- ② 他に物納に充てるべき適当な財産がない場合に限り物納に充てることのできる財産（物納劣後財産）もある。
違法建築の建物及び敷地、地上権、永小作権、耕作権等が設定されている土地、物納申請者以外の者の居住用又は事業用に供されている建物及びその敷地、接道義務を満たしていない土地、休眠会社の株式などは物納劣後財産とされている（相令 19 条）。
- ③ 物納を申請する際には、物納申請時に収納のための必要書類（土地の場合には登記事項証明書、測量図、境界確認書等の書類）を物納申請書に併せて提出する必要がある。
- ④ 申告期限経過後は、物納により納税が完了するまでの期間について、利子税を負担しなければならない。不足書類の充足、条件整備等に係る期間についても利子税が発生する（相法 53 条）。

8 2. 特別代理人～相続人に未成年者がいる場合には

【ポイント】

相続人が未成年者の場合には、代理人を立てなければならない。この場合には、家庭裁判所にて、特別代理人を選任しなければならない場合があり、十分な時間的余裕を持って臨む必要がある。

相続人である子が未成年の場合は、親に親権者として子を代理する権限があるが（民 824 条）、親も共同相続人となるケースでは、親と子の利害が相反するため、親が代理することはできない。また、親が子を代理して遺産分割協議を行ったとしても無効となる。

このような場合には、子の特別代理人の選任を家庭裁判所に請求し（民 826 条①）、この特別代理人と親との間で遺産分割協議をすることになる。この特別代理人選任の申立ては親権者が行う。

【注意点】

- ① 相続人が未成年者の場合には、親権者が代理人として遺産分割協議に参加する。しかし、本人と親権者が利益相反関係（どちらも相続人であるなど）にある時は、裁判所に特別代理人の選任の申立てをしなければならない（民 826 条）。
- ② 未成年者の相続人が 2 人以上いる場合には、それぞれに特別代理人を申立てる必要がある（民 826 条②）。
- ③ 相続人が次に該当する場合には、それぞれ次に掲げる者が法定代理人となる。
相続人が行方不明の場合、その不在者財産管理人
相続人が成年被後見人の場合、その成年後見人
- ④ 遺産分割協議を行うに当たっては、未成年者擁護の観点が重要である。
- ⑤ 令和 4 年 4 月 1 日以後の相続または遺贈については、未成年の年齢が 18 歳未満に引き下げられている。

【詳細はこちら】 [裁判所ホームページ（家事審判の申立書）](#)

83. 重要書類の管理はしっかり

【ポイント】

重要書類を預かったときは、預かり証を発行しよう。

依頼者から重要書類を預かることがある。何を預かって、何を返却したかを明確にしておかないとトラブルの原因になりかねない。

預かり書類の保管方法は万全か。

持ち歩く際のカバンには鍵をかけ、事務所では鍵のかかる書庫に保管し、万が一にも紛失しないよう心掛けなければならない。

重要書類については、可能な限り現物を預かることなく、電磁的方法を利用する形で保管するのが望ましい。

【注意点】

- ① 依頼者から申告依頼があったときは、売買契約書、不動産登記済証、遺言書、遺産分割協議書、預金通帳などの重要な書類を預かることがある。
- ② 現在何を預かっているか、何をいつ返却したかなどを明確にするため、書類の預かり証、書類の受取証、預かり書類のリストなどの文書を作成し、ICT を利活用するなどして、厳重に保管する必要がある。
- ③ 特に相続税事案では、長期にわたって書類を預かることがある。いつ何を返却し、現在何を預かっているのかを明確に管理しなければならない。

【詳細はこちら】 [「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針<附録>モデル様式集」\(日税連\)](#)

└書類の預かり証

└書類の受取証

└預かり書類のリスト

84. 業務の途中経過報告をしよう

【ポイント】

思い違い、聞き間違いなどを原因とする業務上のミスをなくすためには、依頼者に対するきめの細かい報告が有効である。業務報告書などを依頼者に提示して、確認事項のチェックに役立てよう。

資産税に関する事案は、報酬が高額となるケースもあるため、依頼者の理解を得るためにも業務の内容・進行状況等を適宜報告しておくことは重要である。

また、カルテ等を使って依頼者との接触履歴を残すことも必要である。業務に当たって他の専門家を依頼する場合などは、その報酬等についてもあらかじめ依頼者の承諾をとっておくことで報酬をめぐるトラブルを防止できる。

【注意点】

- ① 事務所に発信簿、受信簿などを備え、業務処理簿とともに業務の履歴を再確認できる体制にする必要がある。
- ② 事務所の報酬規定は算定根拠を示せるものを作る必要がある。
- ③ 税理士業務の性格上、一つの業務について異なる士業に跨る場合が多いので人的ネットワークの構築を日頃から心掛け、他の士業会の状況も視野に入れて業務の内容や報酬をめぐるトラブルを避けなければならない。
- ④ 税理士の指導助言義務をめぐる、損害賠償を求められた事例として次のものがある。
 - イ 東京地裁 平成2年8月31日判決（東京地裁平成元年(ワ)10896号）

税理士が顧客に対して事業資産の買換え特例の適用を受けるための助言指導を怠り、修正申告と追加納税を余儀なくされたという顧客の損害と、税理士の業務履行との間に因果関係がないとされた事例
 - ロ 横浜地裁 平成6年7月15日判決（横浜地裁平成5年(ワ)1622号）

相続税の修正申告の委任を受けた場合は、単に税額計算のみならず納税方法の選択及び納税手続の説明と意向確認をすべき義務があるとした事例
 - ハ 神戸地裁 平成10年12月9日判決（神戸地裁平成8年(ワ)2019号）

相続税の申告手続を受任した税理士の税務署に対する申告に債務不履行はないとして税理士の損害賠償責任が否認された事例

【詳細はこちら】 [確認書（相続税用モデル）](#)

85. 税制改正に注意を（事業承継税制・相続時精算課税制度）

【ポイント】

平成30年4月1日と平成31年4月1日に事業承継税制の大きな改正があり、法人だけでなく個人事業者についても10年間限定の特例措置が導入されるとともに関係書類の提出先が変更となるなど内容が大きく緩和されているので、考慮する必要がある。事業承継に関する相談は内容が多岐にわたる場合が多いので、他の士業との連携を密にして業務上の誤りが起こらないよう、日頃から人的ネットワークの構築を心掛け、研修に努める必要がある。

相続時精算課税制度の利用に当たっては事業承継特例等との関連を確認するとともに、制度利用の目的と効果について検討が必要である。

【注意点】

- ① 税制改正を常に念頭に置くことは当然だが、遡及適用がある改正が予想されるときは、特に慎重な対応が必要である。相続財産の評価方法の改正による相続税対策の失敗により損害賠償を求められた例がある（東京高裁平成17年3月31日判決）。
- ② 相続時精算課税制度は継続管理が必要であり、選択目的を十分検討すべきである。相続争いや節税を目的として選択する場合は、前提条件や要望について詳細に記録する。
- ③ 不動産の買換特例や税額控除との選択特例など特例といわれるものは、いつどのように改正されるかについて不断の注意が必要である。
- ④ 納税シミュレーション相談については、税制改正の予測に基づく計算はもとより、現在の税制上の計算であっても将来の税金に関する予測計算は確かなものではないことの説明が不可欠である。
- ⑤ 法人の事業承継について、対象株式数の上限が撤廃され全株式が適用可能となり、納税猶予割合も100%に拡大されることで、承継時の税負担がゼロになり、複数の株主から最大3人の後継者への承継も可能となっているので、注意が必要である。
- ⑥ 事業承継税制は承継計画の提出、実行についてそれぞれ期間制限があるので期限を徒過しないように、十分に留意する必要がある。承継計画の提出先も変更になっているので、注意する必要がある。
- ⑦ 事業承継税制に係る相続時精算課税制度の適用範囲は、受贈者が18歳以上の後継者に拡大されているので注意する必要がある。

86. 未分割申告は提出書類に気を付けよう

【ポイント】

近年、相続の係争案件が増加しており、相続財産が少額なほど係争の割合が高いようである。未分割申告書は申告書提出以後も未分割に関する書類と提出期限の確認が必要である。

【注意点】

- ① 申告期限において、未分割申告は、申告期限後に配偶者に対する相続税額の軽減等の特例等の適用を受けようとする場合は「申告期限後3年以内の分割見込書」（以下「見込書」という。）を申告期限までに提出する必要がある。
- ② 申告時において、各相続人に見込書の内容及び申告期限後3年以内に分割できなかった場合に書類を提出する必要があることについての説明が必要である。
- ③ 申告期限後3年時点において未分割の場合は、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を申告期限3年経過後2ヶ月以内に提出する必要がある。係争中等であり、申告書提出後各相続人と税理士の接触が少なくなるので、書類提出までに時間を要するケースが多く、そのため早期に書類作成に着手する必要がある。

87. 遺留分の侵害があるかどうかの確認を

【ポイント】

相続税申告書提出後に、相続人から遺留分侵害額請求をされないために、遺産分割協議による遺産分割協議書はもちろんのこと、遺言書どおりに相続する場合で、遺留分侵害額請求が想定できる場合には、弁護士等に相談するなどして、遺留分等についての説明が必要である。

【注意点】

- ① 遺留分と遺留分算定の基礎となる財産について可能な限り確認を行い、かつ遺留分の割合についても説明が必要である。
- ② 相続人に対する生前贈与は、相続開始前10年間に行われたものに限り遺留分算定の基礎となる財産に加えることになるので、注意すること。
- ③ 遺留分の侵害額請求権は、遺留分権利者が、被相続人の死亡と遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った日から1年間行使しないときは時効により消滅（相続開始時から10年経過した場合も同様）することも説明が必要である。

88. 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書及び戸籍謄本・住民票の写し等請求書

【ポイント】

税理士は、戸籍法及び住民基本台帳法により、弁護士や司法書士等とともに限られた8業種の資格者の一つとして、職権で戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票の写し、住民票記載事項証明書を取り寄せることができる。これは、法律によって職務上の守秘義務が定められており、プライバシーの侵害等につながらないという前提により例外的措置として認められている。したがって、戸籍等を請求する際は、各税理士会で交付し、一連番号のある「日本税理士会連合会統一用紙」を用いなければならない。自ら請求用紙を作成したり、コピー等を用いる行為や他人に利用させるようなことはしてはならない。また、取り寄せた戸籍謄本等も不正利用や紛失のないように責任を持って厳重に管理・保管しなければならない。

なお、社会保障・税番号制度（番号制度）の導入により、社会保障や税、災害対策手続きの際、個人番号を記載することにより、住民票の写しの添付が省略できる場合があることに注意が必要である。

【注意点】

- ① 請求用紙の欄には、請求内容を具体的に記入する。
- ② 郵便により請求する場合は、戸籍謄本等の送付先は請求者（会員）の事務所とする。
- ③ 会員の使用人等によって請求する場合は、請求書用紙の「使者」の欄にその者の住所氏名を記載する。
- ④ 市区町村の窓口で戸籍謄本等を交付請求する際、請求者の本人確認をする手続きが各市区町村により異なる。あらかじめ、提出する書類や提示する身分証明書を確認し、速やかに必要書類を提出又は提示する。
- ⑤ 「日本税理士会連合会統一用紙」には、税理士が納税者から受任している申告や審査請求等の事務について行う「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」と成年後見人や遺言の執行人など税理士業務以外での法定代理人に就任した場合に用いる「戸籍謄本・住民票の写し等請求書」の2種類があり、これらを目的によって区別して使用する。
- ⑥ 不正防止のため、「職務上請求書等事務所管理台帳」に必要事項を記入の上、請求書等の控え（複写式となっている2枚目）と合わせて事務所で保存・管理する。
- ⑦ 戸籍は個人番号の利用対象に入っていないため、従来どおり添付が必要であるので添付忘れに注意が必要である。
- ⑧ 万が一、未使用の「職務上請求書等」を亡失した場合には、所属税理士会へ届出の義務がある。

【詳細はこちら】 [戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書\(ひな型見本\)](#)

[戸籍謄本・住民票の写し等請求書\(ひな型見本\)](#)

[戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書等に関する Q&A（日税連）](#)